

平成30年度 第2回理事会の開催

平成30年度 第2回理事会が、平成30年6月22日、明治記念館・千歳の間において開催された。本理事会では、協議事項として、「第75回通常総会対応に関する件」について協議し、了承された。続いて説明・報告事項として、「1 業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）」、「2 その他」について説明、報告がなされ、連絡事項として、「1 当面の主要会議等の開催計画に関する件」、「2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件」が説明された。第2回理事会の議事概要は下記のとおりである。

平成30年度 第2回理事会の議事概要

- I 日時：平成30年6月22日(金) 10:30～12:00
 II 場所：明治記念館・千歳の間
 III 出席者：
- 【会長】 藏内勇夫
 【副会長】 砂原和文、村中志朗
 酒井健夫（学術・教育・研究兼獣医学術
 学会担当職域理事）
- 【専務理事】 境 政人
 【地区理事】 高橋 徹（北海道地区）
 渡邊 健（東北地区）
 鳥海 弘（関東地区）
 天野芳二（東京地区）
 松澤重治（中部地区）
 玉井公宏（近畿地区）
 春名章宏（中国地区）
 塩本泰久（四国地区）
 草場治雄（九州地区）
- 【職域理事】 西川治彦（産業動物臨床）
 大林清幸（小動物臨床）
 横尾 彰（家畜共済）
 川嶋和晴（家畜防疫・衛生）
 加地祥文（公衆衛生）
 木村芳之（動物福祉・愛護）
- 【監事】 浦山良雄、柴山隆史、鈴木一郎
 【オブザーバー】
 北村直人（日本獣医師連盟委員長）
 （欠席） 栗本まさ子（特任）

IV 議事：

【協議事項】

第75回通常総会対応に関する件

【説明・報告事項】

- 1 業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- 2 その他

【連絡事項】

- 1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

V 会議概要

【会長挨拶】

- 1 冒頭、藏内会長から大要次の挨拶がなされた。

役員各位におかれては、ご多忙のところ、早朝から本理事会に出席いただき厚くお礼申し上げます。

6月18日、大阪府北部地域を中心に大きな地震が発生した。私は、前日、静岡県獣医師会の総会に出席した後、その日のうちに新幹線で福岡に帰宅したため、幸いにも被害に遭うことはなかった。この地震発生直後、村中副会長と連絡をとり、大阪府及び大阪市獣医師会を中心に被害状況を確認したところ、幸いにも大きな被害、影響は受けていない旨連絡を受け、安心したところである。

いずれにしても、わが国では、時間や場所を問わず災害の発生を想定しておく必要がある、われわれも災害に対する意識の向上に努める必要がある。

本日は、午後から開催される第75回通常総会における円滑な議事進行、運営にご協力をお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

- 2 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【協議事項】

第75回通常総会対応に関する件

- (1) 境専務理事から、第75回通常総会における議事運営等について説明が行われた。
- (2) 質疑・応答として、①総会の冒頭で斉唱する「獣医師の誓い—95年宣言」については、以前総務委員会で内容の一部修正を検討する旨説明されたがその後の進捗状況はいかがか。②総会議案書の事業報告における職域別部会委員会の報告等については、委員長の職名が本会理事であったり、地方獣医師会長であったり統一されていない旨質疑・意見が出された。

これに対して、境専務理事から、①については、2カ所の文言の訂正を提案いただいていたが、仮に見直

す場合には、全体を見直すべきとの意見があり、見直しが必要となった時期に併せて全体の中で当該文言を修正する予定である。②については、本人の委員会に出席する立場、例えば職域別部会の常設委員会等であれば、部会長という立場から本会の理事職名を、その他の委員会では立場に応じ地方獣医師会の役職名等を記載している旨説明され、異議なく了承された。

【説明・報告事項】

1 業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

境専務理事から、平成30年5月11日から6月10日までの業務概況等について説明がなされた。

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境専務理事から、当面の関係会議等の開催日程について説明がなされた。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(1) 北村日本獣医師連盟委員長から次のとおり報告がなされた。

前回理事会では、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正と、それに伴う動物看護職の国家資格化について報告させていただいたが、本日は新たな情報を共有いただきたい。

まず、マイクロチップ装着の義務化については、自由民主党どうぶつ愛護議員連盟にマイクロチップ・プロジェクトチームが設置され、山本幸三座長のもとで粛々と議論がなされてきた。われわれ、獣医師会からは、すべての犬猫を装着の対象とするよう要請してきたが、最終的にその方向で議論がまとめられた。このようにマイクロチップに関する議論は収束し、衆参両院の先生方の理解は深まっているが、同法には、その他議論を要する事項も残されており、今国会は1カ月延長したものの、議案の提出は微妙な状況にある。

また、加地理事にもご指導いただき、厚生労働省の所管となる、狂犬病予防法の犬の登録における鑑札装着の代替措置としてマイクロチップの活用等についても同省で検討いただく予定である。

一方、本法に付随して法制化が検討されている動物看護職の公的資格化については、獣医師と同様に農林水産省の所管であれば理解しやすいが、自由民主党の議員連盟では動物看護師の業務に係る対象動物を犬猫及び政令で定める愛玩鳥として愛玩動物に限定する方向を示しており、これらについて衆参両の先生方に議論いただいているところである。

しかし、獣医師法第17条における診療業務との整合性を考慮すると、農林水産省での所管、若しくは農

林水産省と環境省の共管となるような法制化が好ましい。特に看護職の業務については、誰でも行える一般の看護業務の他、法制化後の一部業務の独占、つまり獣医師の指示監督のもとで行う業務内容についても農林水産省の理解を得つつ明確に定める必要があり、その際は本会も意見聴取を受けるものと考えている。

なお、動物看護職の国家資格化については、これまで本会の小動物臨床部会等で議論を進める間に、一般社団法人動物看護職協会、さらに動物看護師統一認定機構が設立され、現在、認定動物看護師は2万人を超えている。これまで1万人を超える専門職種には法制化し公的資格を付与してきた通例があり、衆参両院の先生方は、認定動物看護師が2万人を超えているのであれば法制化すべきとの見解である。一方、どうぶつ愛護議員連が農林水産省あて今月中に本件の考え方を取りまとめるよう依頼しているとも仄聞している。

獣医師問題議員連盟におかれても、麻生会長、森英介幹事長のもとで、一定の方向性を示したい旨お聞きしており、今国会で1つの方向性が示されることを期待する一方、秋の臨時国会も視野に入れながら平成30年度内の審議に向け、国家資格化の議論が深まるものと理解している。

藏内会長を先頭にわが連盟、さらに日本動物看護職協会とともにさまざまな場面において、衆参両院の先生方に国家資格化に向けた基本的な考え方を説明し、議論を進めていただいているところである。今後とも理事各位、地方獣医師会のご意見を聞きながら、藏内会長と連携しながら連盟での対応を進めたいと考えている。

(2) 質疑応答として、①動物看護職の国家資格化について農林水産省が愛玩動物に限定する理由は何か。②北海道では、農業共済団体の家畜診療所に勤務する女性獣医師が増加している。現場の声として、吹雪の中を女性一人で往診する危険性を考慮し、動物の知識、取扱い技術を持った動物看護師を同行した2人での往診体制が求められている。一部の診療所では動物看護学科の卒業生に人工授精師の資格を取ってもらい雇用している実態もある。日本動物看護職協会の調査では、産業動物の看護職を志望する男性の動物看護学生もおり、本法に産業動物も含めないと、課題解決の糸口が立ち消える。③現実的に産業動物診療獣医師は、獣医師でなくても可能な業務まで広範に対応せざるを得ない状況にある。動物看護職がこの部分をカバーできれば、獣医療の質も向上し、獣医師が本来の獣医療業務に傾注することが期待できる。現場と中央省庁の認識は乖離しているが、今後、現場での繁殖管理、薬剤耐性対策等は、獣医師だけでなく、専門の知識を有する動物看護職との連携対応が効果的であり、産業動物も

含めた公的資格化を要請願いたい。④現状の獣医師一人による往診体制に動物看護師を加えることは費用の面でも現実的でない。特に農業災害補償法改正によって家畜診療所の独立採算制が取られることになると、過疎地域等での収入は期待できない。また、畜産分野には人工授精師、装蹄師、削蹄師等の有資格の補助者がおり、将来的に産業動物全体の診療体制の在り方等を見直した上で、獣医師と動物看護職を含めた各補助職の役割分担等を検討する必要があると考える旨質疑・意見が出された。

これに対して、①については、北村委員長から、動物看護職の資格がなくては獣医療の補助はできないとなると、産業動物の現場では畜産農家が動物看護師の雇用に迫られ、経済的に大きな負担を負うことも一因

である。②については、境専務理事から、産業動物を含めた議論となると、現在、畜産現場では従業員等が獣医療の補助を行っている実態を考慮し、畜産農家の獣医療行為が誰にでも行えるような方向に進む。そのため畜産分野では動物看護職の就業に関する要望も実態もないと整理し、愛玩動物のチーム獣医療における動物看護職が資格化され、獣医師の指示の下で獣医療行為の一部が許可されることを目指していることを理解いただきたい。さらに北村委員長から、産業動物も含めると、産業動物診療獣医師が不足している中、6年制とは別に4年制の獣医師が復活し、その卒業生が畜産関係職として獣医療の補助ができるような規制緩和が進められることを危惧する旨説明がなされた。